



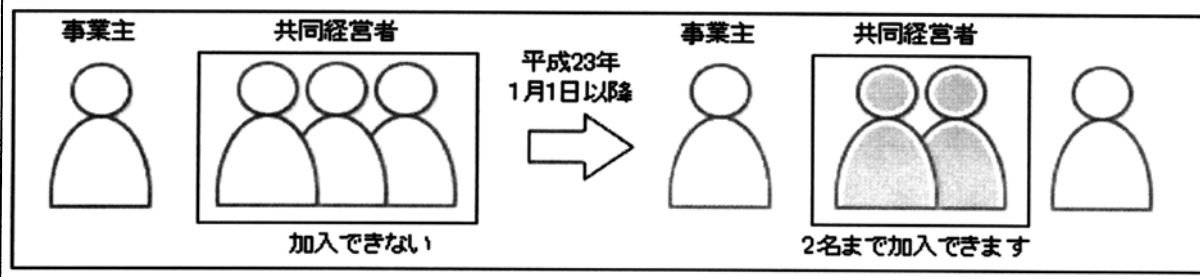
小規模企業共済制度が “充実”します！

平成23年1月より個人事業主のみならず、その専従者(配偶者や後継者)などの共同経営者も加入できるようになりました。
これで安心して事業に専念できる環境を整えることができます。

○共同経営者とは・・・

個人事業の経営に携わる方で、一定の要件を満たせば、個人事業主の専従者(配偶者や後継者)、親族以外の方も加入することができます。

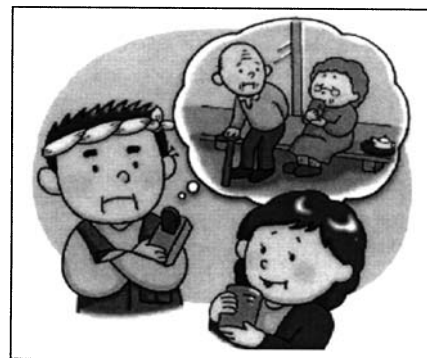
ただし、加入できる共同経営者は一事業主につき「2名」までとなります。



経営者の退職金：

退職後の安心の『ゆとり』のために・・・

- ☆全国で約120万人の経営者が加入
- ☆掛金は全額所得控除
- ☆無理のない掛金(月額¥1,000～¥70,000)
- ☆共済金の受取りは、一括・分割・併用の3タイプ
- ☆受取り時にも税制面での大きなメリット
- ☆災害時や緊急時には契約者貸付けの利用が可能



※その他、お問い合わせは・鶴見青色申告会 共済係 045-521-1145 まで

会員増強運動実施中！！ 皆様のお力をお貸し下さい

- ★最近、近所で開業した方がいる
 - ★記帳・税金で悩んでいる方がいる
- そんな方を是非、ご紹介下さい。
紹介して頂いた方が会員になられた場合には、
紹介者の方に粗品を進呈します。

ご連絡は事務局までお願いします。

☎ 521-1145 指導係まで

※e-Tax開始届提出件数

2月18日現在 1,649件 (前月比 +63件)

※電子証明書付住民基本台帳カード取得件数

2月18日現在 532件 (前月比 +44件)

※電子証明書付住民基本台帳カード更新件数

2月18日現在 14件 (前月比 +6件)